別紙

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条に基づく自主回収の認定に係る留意事項の改正案の概要

１．改正の背景

○　令和２年７月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和２年７月 17 日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。

○　これを踏まえ、今般、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条に基づく自主回収の認定に係る留意事項（以下「留意事項」という。）について所要の改正を行う。

※　所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

２．改正の概要

○　留意事項様式１及び様式２中、「印」を削る。

○　その他所要の改正を行う。

３．今後の予定

令和３年１月中に改正後の留意事項をＨＰに掲載予定。